

【天草学園相談支援センター宙】

『事業所の概要』

事業所の種類	特定相談支援事業、障害児相談支援事業
事業の名称	天草学園 相談支援センター宙
事業所の所在地	熊本県天草市本町下河内606-1
電話番号	0969-22-3873
従事者等	管理者： 田中 美穂 相談支援専門員： 錦戸 和子 原田 和明
開設年月日	平成25年 2月 1日

『事業の目的』

社会福祉法人啓明会が設置する天草学園相談支援事業所「宙」（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業所等」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

『運営方針』

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事務所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものとする。

特定相談支援事業等の実施に当たっては、市町村・社会福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

特定相談支援事業所等の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意見及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

上記の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号。以下「法」という。）「法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第二十八号）及び「児童福祉

法に基づく指定障害児相談支援の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第二十九号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

『サービスの内容』

- (1) 日常全般に関する相談
- (2) 地域障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画という」)の作成及び評価
- (4) 訪問による断続的なモニタリング
- (5) 上記(1)～(4)に掲げる便宜に付帯する便宜及びその他必要な相談支援、助言等

『ご利用案内』

- ・営業日 月曜日～金曜日 ※年末年始の営業を除きます。
- ・営業時間 9:00～18:00
- ・問い合わせ窓口 0969-22-3873 (相談支援専門員 錦戸和子 原田和明)

『体制整備加算に関する事項』

・行動障害支援体制加算

行動障害のある知的障害者や精神障害者の方々に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を、平成31年4月1日より配置しております。

なお、配置している相談支援専門員の氏名、修了した研修は以下の通りです。

- ・氏名 原田 和明
- ・平成30年度 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)